

ボランティアシール交付要綱

制定 平成18年3月31日部長決定 要綱第 76 号

(目 的)

第1条 この要綱は、品川区の廃棄物処理および再利用に関する規則第45条第6項に基づき、ボランティア活動に伴うごみ処理券（以下「ボランティアシール」という。）の交付について定めることを目的とする。

(定 義)

第2条 ボランティアシールとは、有料ごみ処理券面に別に定めるボランティア承認スタンプを押したものをいい、物品管理上、廃棄物処理手数料をあらかじめ納付した者に交付する有料ごみ処理券とは区分して管理するものとする。

(対象者)

第3条 ボランティアシールの交付対象者となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 公共の場所の清潔保持、向上を目的として、これらの場所をボランティア活動により清掃して、一時的にごみを排出する者
- (2) 地域的な無償奉仕活動による行事において、一時的にごみを排出する者

(責 務)

第4条 交付対象者は、品川区の廃棄物処理および再利用に関する条例の理念を尊重し、廃棄物の排出を行うものとする。

2 区長は、前項の届が提出された場合において、速やかに無償で貸し出すものとする。

(免 除)

第5条 区長は、交付対象者が第1条に規定した目的に従い、ごみを排出する場合は、廃棄物処理手数料を免除するものとする。

(申請手続)

第6条 交付対象者は、あらかじめ手数料減免申請書（規則第18号様式。以下「申請書」という。）および第3条に定める対象者であることを確認できる書類等をごみを排出する場所を管轄する清掃事務所長（以下「所長」という。）あてに提出するものとする。

(承 認)

第7条 所長は、申請内容を審査のうえ、承認したときは手数料減免承認書（規則第19号様式）を申請者あて発行する。

(交 付)

第8条 所長は、提出された申請書に基づき、ボランティアシールの種別および数量を決定し、交付する。

(譲渡禁止)

第9条 ボランティアシールの交付を受けた者は、これを第三者に譲渡してはならない

2 所長は、交付を受けた者が前項に違反した場合において、減免承認を取り消すとともに、相当期間、交付対象者から除外する。

(変 更)

第10条 ボランティアシールの交付を受けた者は、その数量に過不足が生じた場合、速やかに変更手続を行い、所長の指示に従うものとする。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。